

報道関係者各位

令和 6 年 11 月 15 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 中嶋 章浩

主任中央需給調整事業指導官 渡部 幸一郎

副主任中央需給調整事業指導官 喜多見 靖

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5325)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣事業の許可を取り消しました

厚生労働省は、令和 6 年 11 月 15 日付けで、以下の派遣元事業主の労働者派遣事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

- 1 労働者派遣事業の許可の取消しを行った派遣元事業主
別添「労働者派遣事業許可取消対象事業主一覧」のとおり

- 2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 6 年 11 月 15 日をもって、労働者派遣事業の許可を取り消す。

- 3 処分理由

- (1) 労働者派遣法第 23 条第 3 項において、関係派遣先派遣割合報告書を提出しなければならないとされているにもかかわらず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 17 条の 2 に規定する提出期限を経過してもこれを提出することなく
- (2) これに対する労働者派遣法第 48 条第 1 項に基づく指導に従うことなく
- (3) また、労働者派遣法第 48 条第 3 項に基づく指示を行ったにもかかわらず、関係派遣先派遣割合報告書を提出することなく、労働者派遣法第 23 条第 3 項の規定に違反したことから、労働者派遣法第 14 条第 1 項第 4 号に該当し、許可の取消が相当であると判断されたため。

※ 労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください

別添

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号) (抄)

(労働者派遣事業の許可)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

2 (略)

(事業報告等)

第二十三条

1～2 (略)

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4～5 (略)

(指導及び助言等)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定より読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号) (抄)

(関係派遣先への派遣割合の報告)

第十七条の二 法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書(様式第十二号の二)を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。

(別添)

労働者派遣事業許可取消対象事業主一覧

許可取消年月日：令和6年11月15日

番号	許可番号	許可年月日	労働者派遣事業者の名称	代表者の職氏名	事業主の所在地
1	派27- 304922	令和4年3月1日	株式会社e－S t a r t h o l d i n g s	代表取締役 遠藤 剛紀	大阪府東大阪市長田東三丁目3番45－1304号
2	派27-304973	令和4年7月1日	株式会社E D G E	代表取締役 辻谷 淳	大阪府大阪市西区江之子島一丁目7-3 奥内阿波座ビル813
3	派27-302795	平成29年11月1日	株式会社L i b e r t a	代表取締役 新井 寛明	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番25
4	派27-301442	平成20年9月1日	株式会社ワンアーム	代表取締役 川名 淳	大阪府大阪市北区南森町一丁目1番1号
5	派27-304482	令和元年10月1日	株式会社ミラクレア	代表取締役 徳田 将至	大阪府大阪市中央区谷町二丁目3番1号
6	派11-301059	平成30年8月1日	株式会社ワークプロジェクト	代表取締役 瀬尾 次郎	埼玉県朝霞市東弁財三丁目14番7号